

独立行政法人労働者健康福祉機構 平成19年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

(1) はじめに

労働者健康福祉機構は、独立行政法人に移行して4年を経過し、いよいよ第一期中期目標期間の最終年度を迎えることとなりました。この間、国民の皆様の貴重な御意見を頂戴しながら、その期待に応えるべく業務を推進してまいりました。国民の皆様の温かいご支持に対し、厚く御礼申し上げます。

(2) 事業内容

現在、我が国は人口の減少や高齢化の時代を迎え、働く人々の健康を確保することの重要性が強く認識されておりますが、当機構は労災病院の運営事業、これと車の両輪の関係にある産業保健推進センター事業、さらには未払賃金の立替払事業など、私どもが展開している多岐にわたる事業を通して、勤労者の方々が健康で活き活きと社会を支えていくよう、勤労者の健康確保と福祉の増進に寄与しているところです。

(3) 労災病院の事業

私どもの事業の中心となります労災病院におきましては、生活習慣病を含め、働く方々とかかわりの深い疾病や負傷の予防、そして不幸にして何らかの疾病に陥った場合にも、その治療からリハビリ、職場復帰に至るまで医療の側面から職業生活を支えていくことを理念として掲げ、救急医療への積極的な対応を含む急性期医療の展開、労災指定医療機関を中心とした病診連携の強化等に努める一方で、現在、社会的にも大きな課題となっているアスベスト問題や働く女性の健康問題、過労死やメンタルヘルスの問題について、多くの知見や研究成果の発信に努めているところです。

また、労災病院におきましては、医療を巡る状況が大変厳しい中、大きな課題である平成20年度における収支相償の達成に向け、役職員一丸となって努力しており、その結果として、年々損益ベースでの欠損を圧縮してまいりました。平成19年度は、医療の質と安全を確保し、将来に向けて安定的な経営体質を構築するため、医師・看護師の充実をはじめとした体制整備を図った結果、一時的にその歩みはペースダウンすることとなりましたが、平成20年度の収支相償の達成は視野に入ったものと考えております。

(4) おわりに

私どもは、勤労者を取り巻く環境の変化を的確に把握し、働く人々の医療の拠点として、また、産業保健活動の拠点として、今後とも「勤労者医療」を旗印に、勤労者の健康増進と福祉の向上に向け、総力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。皆様の引き続きのご支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。（独立行政法人労働者健康福祉機構法第3条）

② 業務内容

当法人は、独立行政法人労働者健康福祉機構第3条の目的を達成するため社会復帰促進等事業のうち次の業務を行うこととなっている。

- ア 業務災害又は通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - a 療養施設の設置及び運営
 - b リハビリテーション施設の設置及び運営
- イ 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - a 納骨施設の設置及び運営
- ウ 労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
 - a 健康診断施設の設置及び運営
 - b 労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務についての知識及び技能に関し、産業医その他当該業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営
 - c 労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給
 - d 労働安全衛生法第66条の2の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給
 - e 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第3章に規定する未払賃金の立替払事業
- エ その他
 - a ア～ウの事業に付帯する業務
 - b 休養施設の移譲又は廃止及びそれまでの間の運営
 - c 生活相談、宿泊又は教養文化のための設備その他福祉を増進するための設備を備えた施設の移譲又は廃止及びそれまでの間の運営

- d 労働安全衛生融資に係る債権の管理及び回収
- e 在宅介護住宅資金及び自動車購入資金に係る債権の管理及び回収
- f (イ)b～e の事業に付帯する業務

③ 沿革

ア 機構の前身である労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、昭和 32 年 7 月 1 日設立されたが、設立当時の労働福祉事業団法（昭和 32 年法律第 126 号。以下「団法」という。）には、労災保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置運営を行うことがその事業目的として規定されていた。

昭和 32 年 7 月、労災保険の保険施設として、従来財団法人労災協会により運営されていた労災病院 19、准看護学院 2、傷痍者訓練所 2 を引き継ぎ、また、同年 10 月から翌 33 年 1 月までの間に、失業保険の福祉施設として、都道府県により運営されていた総合職業訓練所 19、簡易宿泊所 13 の移管を受け、以後逐年施設の新設増加が行われた。

イ 雇用促進事業団（「現 独立行政法人雇用・能力開発機構」）の設立に伴う業務の一部移管

昭和 36 年 7 月、雇用促進事業団法（昭和 36 年法律第 116 号）に基づき雇用促進事業団が設立され、それまで事業団が設置運営していた失業保険の福祉施設（総合職業訓練所、労働者住宅、簡易宿泊所及び労働福祉館等）を雇用促進事業団に移管した。その結果、事業団の事業目的は、労災保険の保険施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することとされた。

ウ 労働福祉事業（「現 社会復帰促進等事業」）への発展

昭和 51 年 5 月、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 32 号）が公布され、従来の労災保険の保険施設を発展させた形で、保険給付と並ぶ労災保険事業の柱の一つとして労働福祉事業が実施されることとなった。

これに伴い、団法の一部改正が行われ、事業団が実施している労災病院等の業務は、この労働福祉事業に包含されることとともに、事業団の業務が法制的にも従来に増して明確化された。

労災病院、看護専門学校、労災リハビリテーション作業所等の施設の拡充整備を行う一方で、海外労働者の健康管理事業、産業保健活動への支援事業、賃金の支払の確保に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）に規定される未払賃金の立替払事業を労働福祉事業の一環として実施するなど、業務災害又は通勤災害を被った労働者の治療及び社会復帰の業務に留まらず、労働者等の福祉の増進のための広範囲な施策をも担うこととなった。

なお、「労働福祉事業」については、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）により、事業名を「社会復帰促進等事業」に改められた。

エ 「特殊法人等整理合理化計画」の閣議決定

平成 13 年 12 月 19 日、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、事業団については独立行政法人とすることが示されるとともに、各業務について見直し

の方針が示され、労災病院については、労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図り、この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管することとされた。

また、看護専門学校等の縮小、休養施設及び労災保険会館の廃止、労働安全衛生融資業務及び年金担保資金貸付業務の廃止等も併せて指示された。

オ 労災病院の再編計画

平成 15 年 8 月、「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえた労災病院の再編を実施するに当たっての厚生労働省の基本的考え方方が「労災病院の再編に関する基本方針」によって示され、これを基に平成 16 年 3 月 30 日に厚生労働省から「労災病院の再編計画」が通知された。これにより、労災病院が労働政策として期待される勤労者医療の中核的役割を適切に果たし得るよう機能の再編強化を図るとともに、再編に伴い廃止又は統合の対象となる病院が示された。

カ 独立行政法人労働者健康福祉機構の発足

平成 13 年 12 月 19 日の「特殊法人等整理合理化計画」の閣議決定を受けて、「独立行政法人労働者健康福祉機構法案」が第 155 回国会で審議され、平成 16 年 4 月 1 日に独立行政法人労働者健康福祉機構として発足した。

④ 設立根拠法

独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 171 号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局労災管理課）

⑥ 組織図

別紙 1 のとおり

（2）本社・支社等の住所

別紙 2 のとおり

（3）資本金の状況

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	153,713	0	1,040	152,674
資本金合計	153,713	0	1,040	152,674

(4) 役員の状況

役 職 名	氏 名	最 終 職 歴
理事長（定数1人：任期4年）	伊 藤 庄 平	労働福祉事業団理事長
理 事（定数4人：任期2年）	坂 本 哲 也	労働福祉事業団理事
	石 川 勝 一	東芝セラミックス株式会社取締役（上席常務）
	矢 野 直 敏	独立行政法人労働者健康福祉機構職員部長
	中 林 圭 一	厚生労働省大臣官房参事官（医薬食品担当）
監 事（定数2人：任期2年） (非常勤)	井 沢 清	独立行政法人労働者健康福祉機構医療事業部長
	矢 崎 康 雄	三菱重工業株式会社監査役

役 職	氏 名	就任年月日	経 歴
理事長	伊藤 庄平	H 16. 4. 1	H11. 7 労働事務次官 H13. 1 厚生労働省顧問 H14. 8 労働福祉事業団理事長
理 事	坂本 哲也	H 16. 4. 1 (H 18. 4. 1 再任)	H13. 1 厚生労働省政策統括官 (労働担当) H15. 4 労働福祉事業団理事
理 事	石川 勝一	H 17. 7. 1 (H 18. 4. 1 再任)	H15. 6 東芝セラミックス株式会社 取締役（上席常務）
理 事	矢野 直敏	H 19. 4. 1	H17. 7 独立行政法人労働者健康福 祉機構職員部長
理 事	中林 圭一	H 19. 8. 25	H18. 9 厚生労働省大臣官房参事官 (医薬食品担当)
監 事	井沢 清	H 18. 4. 1	H17. 7 独立行政法人労働者健康福 祉機構医療事業部長
監事 (非常勤)	矢崎 康雄	H 16. 4. 1	H13. 6 三菱重工業株式会社監査役

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成19年度期首において13,881人（前期期首比182人増加、1.3%増）であり、平均年齢は36.6歳（前期期首35.5歳）となっている。このうち、国からの出向者は67人である。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表 [\(財務諸表へのリンク\)](#)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	116,866	流動負債	60,678
現金・預金	74,680	運営費交付金債務	1,251
医業未収金	39,178	預り施設費等	473
その他（流動資産）	3,008	借入金	5,811
固定資産	326,398	買掛金・未払金	40,238
有形固定資産	283,720	その他（流動負債）	12,905
投資有価証券等	23,430	固定負債	233,460
長期貸付金等	3,507	資産見返負債	28,241
未払賃金代位弁済求償権	13,504	リース債務	7,540
未収財源措置予定額	1,724	引当金	
その他（固定資産）	512	退職給付引当金	197,572
		その他（固定負債）	107
		負債合計	294,138
		純資産の部	
		資本金	152,674
		政府出資金	152,674
		資本剰余金	25,191
		繰越欠損金	△ 28,739
		純資産合計	149,125
資産合計	443,263	負債純資産合計	443,263

② 損益計算書 [\(財務諸表へのリンク\)](#)

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	292,489
業務費	270,450
人件費	127,281
材料費	68,400
減価償却費	18,003
その他	56,767
未払賃金立替払業務費用	18,151
一般管理費	3,592
人件費	1,374
減価償却費	148
その他	2,070
財務費用	295
その他	1
経常収益(B)	288,980
補助金等収益等	30,575
自己収入等	255,234
その他	3,172
臨時損益(C)	△ 1,196
その他調整額(D)	-
当期総利益又は当期総損失(B-A+C+D)	△ 4,705

③ キャッシュ・フロー計算書 [\(財務諸表へのリンク\)](#)

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	13,587
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 67,987
人件費支出	△ 127,891
未払賃金立替払業務による支出	△ 23,417
運営費交付金収入	11,433
補助金等収入	17,425
自己収入等	266,345
その他の収入・支出	△ 62,322
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 14,298
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 4,251
IV 資金に係る換算差額(D)	-
V 資金増加額（又は減少額）(E=A+B+C+D)	△ 4,962
VI 資金期首残高(F)	75,802
VII 資金期末残高(G=F+E)	70,840

④ 行政サービス実施コスト計算書 [\(財務諸表へのリンク\)](#)

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	35,207
損益計算書上の費用	293,772
(控除) 自己収入等	△ 258,565
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	631
III 損益外減損損失相当額	1,507
IV 引当外賞与見積額	△ 2
V 引当外退職給付増加見積額	△ 1,096
VI 機会費用	2,549
VII (控除) 法人税等及び国庫納付額	△ 23
VIII 行政サービス実施コスト	38,774

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金・預金 : 現金、預金

医業未収金 : 医療事業収入に対する未収入額

その他（流動資産）: 現金・預金、医業未収金以外の有価証券、たな卸資産、未収金、貸付金などが該当

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

投資有価証券等：満期保有目的の有価証券及び長期性預金

長期貸付金等：融資資金貸付金及び援護資金貸付金のうち短期貸付金及び破産更生債権等以外の債権額

未払賃金代位弁済求償権：未払賃金立替払事業に係る求償額

未収財源措置予定額：労働安全衛生融資回収事業で後年において財源措置することとされている特定の費用の財源措置予定額

その他（固定資産）：有形固定資産、長期性預金、投資有価証券、長期貸付金、未払賃金代位弁済求償権、未収財源措置予定額以外の破産更生債権等などの長期資産及び、特許権、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金の債務残高

預り施設費等：国から交付された施設整備費補助金の債務残高など

借入金 : 労働安全衛生融資回収事業のため借り入れた長期借入金の一年内返済分

買掛金・未払金：材料費に掲げる物品及び固定資産の取得価額、医療事業費（材料費を除く）等に対する未支払額

その他（流動負債）：運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄付金、借入金、買掛金・未払金以外の短期リース債務、預り金などが該当

資産見返負債：運営費交付金等を財源として取得した償却資産に対する負債
リース債務 : ファイナンス・リース取引により取得した資産に対する1年を超える未払債務

引当金 : 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

その他（固定負債）：資産見返負債、リース債務、退職給付引当金以外の長期借入金などが該当

政府出資金 : 国から出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金 : 国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した

資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
繰越欠損金　：独立行政法人の業務に関連して発生した欠損金の累計額

② 損益計算書

業務費　　：独立行政法人の業務に要した費用
人件費　　：給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等、独立行政法人の職員等に要する経費
材料費　　：薬品費、診療材料費・給食原料費等の費用
減価償却費　：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
未払賃金立替払業務費用：未払賃金立替払事業に係る求償権償却引当金への繰入額
財務費用　　：利息の支払に要する経費
補助金等収益等：国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等　：医療事業収入、手数料収入、受託収入などの収益
その他（経常収益）：財務収益、雑益
臨時損益　　：固定資産の売却損益等が該当

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用　　：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
他の行政サービス実施コスト：独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト
損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相

当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額：独立行政法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額などが該当

4. 財務情報

（中期計画期間：平成16年4月1日～平成21年3月31日）

（1）財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）
(経常費用)

平成19年度の経常費用は292,489百万円と、前年度比596百万円減(0.2%減)となっている。

これは、労災病院事業等に係る給与及び賞与等、経費の増及び減価償却費の減により医療事業費が270,450百万円と、前年度比3,074百万円増となったこと、未払賃金立替払業務費用が18,151百万円と、前年度比3,631百万円減となったことが主な要因である。

(経常収益)

平成19年度の経常収益は288,980百万円と、前年度比292百万円増(0.1%増)となっている。

これは、労災病院事業等に係る医療事業収入が255,234百万円と、前年度比3,445百万円増、運営費交付金収益が11,066百万円と、前年度比142百万円増、財務収益が466百万円と前年度比178百万円増及び未払賃金立替払事業等に係る資産見返補助金等戻入が18,174百万円と、前年度比3,636百万円減となったことが主な要因である。

(当期総損益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産除却損等を 1,350 百万円及び臨時利益として固定資産売却益等を 154 百万円計上した結果、平成 19 年度の当期総損益は△4,705 百万円と、前年度比 610 百万円減（14.9% 減）となっている。

(資産)

平成 19 年度末現在の資産合計は 443,263 百万円と、前年度比 925 百万円減（0.2% 減）となっている。

これは、現金及び預金の減により流動資産が 116,866 百万円と、前年度比 6,358 百万円減となったこと、建物等及び器具・備品等の増、建物等及び器具・備品等の減価償却費の発生等により有形固定資産が 283,720 百万円と、前年度比 741 百万円の減となったこと、及び投資有価証券取得により投資その他の資産が 42,518 百万円と、前年度比 6,086 百万円増となったことが主な要因である。

(負債)

平成 19 年度末現在の負債合計は 294,138 百万円と、前年度比 6,121 百万円減（2.0% 減）となっている。

これは、預り補助金等の減により流動負債が 60,678 百万円と、前年度比 934 百万円減となったこと、及び資産見返補助金等の減、建設仮勘定見返施設費の減、リース債務の増、退職給付引当金の減により固定負債が 233,460 百万円と、前年度比 5,187 百万円減となったことが主な要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 19 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 13,587 百万円と、前年度比 57 百万円減（0.4% 減）となっている。

これは、労災病院事業等に係る原材料、商品又はサービスの購入による支出が 67,987 百万円と、前年度比 2,442 百万円減、人件費支出が 128,078 百万円と、前年度比 2,331 百万円増、未払賃金立替払業務による支出が 23,417 百万円と、前年度比 2,981 百万円増、自己収入等が 266,345 百万円と、前年度比 3,118 百万円増、補助金等収入が 17,425 百万円と、前年度比 1,794 百万円減、補助金等の精算による返還金の支出が 4,173 百万円と、前年度比 1,668 百万円減となったことが主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成 19 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△14,298 百万円と、前年度比 7,467 百万円減（109.3% 減）となっている。

これは、労災病院事業に係る有形固定資産の取得による支出が 17,976 百万円と、前年度比 3,665 円増、有形固定資産の売却による収入が 443 百万円と、前年度比 2,064 百万円減、有価証券の取得による支出が 4,394 百万円と、前年度比 1,098 百万円減、施設整備費補助金収入が 10,040 百万円と、前年度比

1,937 百万円減となったことが主な要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 19 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△4,251 百万円と、前年度比 83 百万円増（1.9% 増）となっている。

これは、労災病院事業に係るリース債務の返済による支出が 2,876 百万円と、前年度比 681 百万円増、政府出資の払戻による支出が 284 百万円と、前年度比 562 百万円減となったことが主な要因である。

表 主要な財務データの経年比較

区分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
経常費用	298,054	291,733	293,085	292,489
経常収益	287,042	285,081	288,688	288,980
当期総利益（又は当期総損失）	△ 12,694	△ 7,245	△ 4,095	△ 4,705
資産	447,278	450,758	444,188	443,263
負債	303,413	312,303	300,259	294,138
利益剰余金(又は繰越欠損金)	△ 12,694	△ 19,939	△ 24,034	△ 28,739
業務活動によるキャッシュ・フロー	16,254	23,138	13,644	13,587
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,861	△ 23,315	△ 6,831	△ 14,298
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,698	△ 3,814	△ 4,334	△ 4,251
資金期末残高	77,315	73,324	75,802	70,840

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

(労災病院事業によるセグメント情報)

事業損益は△3,537 百万円と、前年度比 976 百万円増となっている。

これは、医療事業費が 257,710 百万円と、前年度比 3,082 百万円増、医療事業収入が 250,707 百万円と、前年度比 3,470 百万円増となったことが主な要因である。

(労働安全衛生融資回収事業によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 156 百万円と、前年度比 92 百万円減となっている。

(未払賃金立替払事業によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 18,292 百万円と、前年度比 3,623 百万円減となっている。

(産業保健活動事業によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 4,480 百万円と、前年度比 276 百万円増となっている。

(専門医療センター事業によるセグメント情報)

事業損益は 27 百万円と、前年度比 90 百万円減となっている。

これは、医療事業費が 4,216 百万円と、前年度比 25 百万円増、医療事業収入が 4,174 百万円と、前年度比 28 百万円減となったことが主な要因である。

(看護専門学校事業によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 1,649 百万円と、前年度比 460 百万円減となっている。

(勤労者予防医療センター事業によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 1,165 百万円と、前年度比 126 百万円増となっている。

(その他事業によるセグメント情報)

事業損益は、1 百万円となっている。

経常費用は 3,291 百万円と、前年度比 1 百万円の増、経常収益は 3,292 百万円と、前年度比 4 百万円増となっている。

(法人共通によるセグメント情報)

経常費用・経常収益は同額で 984 百万円と、前年度比 18 百万円減となっている。

表 事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

(単位：百万円)

区分	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
労災病院事業	△ 11,119	△ 6,728	△ 4,513	△ 3,537
労働安全衛生融資回収事業	0	0	0	0
未払賃金立替払事業	0	0	0	0
産業保健活動事業	△ 3	0	0	0
専門医療センター	113	79	117	27
看護専門学校事業	0	0	0	0
勤労者予防医療センター事業	0	0	0	0
その他の事業	△ 4	△ 3	△ 2	1
法人共通	0	0	0	0
合計	△ 11,012	△ 6,652	△ 4,397	△ 3,509

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

(労災病院事業によるセグメント情報)

総資産は 405,299 百万円と、前年度比 5,100 百万円の増となっている。

これは、現金及び預金が 70,948 百万円と前年度比 4,316 百万円減、建物が 152,556 百万円と、前年度比 1,872 百万円増、器具・備品が 29,021 百万円と、前年度比 870 百万円増、建設仮勘定が 15,162 百万円と、前年度比 2,819 百万円減、投資有価証券が 23,130 百万円と、前年度比 9,223 百万円増となったこ

とが主な要因である。

(労働安全衛生融資回収事業によるセグメント情報)

総資産は 5,985 百万円と、前年度比 1,118 百万円の減となっている。

これは、融資資金長期貸付金が 3,122 百万円と、前年度比 1,016 百万円減となつたことが主な要因である。

(未払賃金立替払事業によるセグメント情報)

総資産は 13,906 百万円と、前年度比 5,150 百万円の減となっている。

これは、現金及び預金が 401 百万円と、前年度比 3,635 百万円減、未払賃金代位弁済求償権が 60,622 百万円と、前年度比 896 百万円減となつたことが主な要因である。

(産業保健活動事業によるセグメント情報)

総資産は 532 百万円と、前年度比 196 百万円の減となっている。

これは、現金及び預金が 183 百万円と、前年度比 169 百万円減となつたことが主な要因である。

(専門医療センター事業によるセグメント情報)

総資産は 5,321 百万円と、前年度比 78 百万円の減となっている。

これは、建物が 1,908 百万円と、前年度比 93 百万円減となつたことが主な要因である。

(看護専門学校事業によるセグメント情報)

総資産は 3,365 百万円と、前年度比 36 百万円の減となっている。

これは、現金及び預金が 133 百万円と、前年度比 103 百万円減、器具・備品が 108 百万円と、前年度比 46 百万円増となつたことが主な要因である。

(勤労者予防医療センター事業によるセグメント情報)

総資産は 146 百万円と、前年度比 8 百万円の減となっている。

これは、現金及び預金が 18 百万円と、前年度比 33 百万円減、器具・備品が 117 百万円と、前年度比 26 百万円増となつたことが主な要因である。

(その他事業によるセグメント情報)

総資産は 5,924 百万円と、前年度比 413 百万円の減となっている。

これは、現金及び預金が 54 百万円と、前年度比 210 百万円減、建物が 1,496 百万円と、前年度比 135 百万円減となつたことが主な要因である。

(法人共通によるセグメント情報)

総資産は 2,786 百万円と、前年度比 973 百万円の増となつた。

これは、現金及び預金が 2,300 百万円と、前年度比 1,034 百万円増となつたことが主な要因である。

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
労災病院事業	390,860	395,905	400,199	405,299
労働安全衛生融資回収事業	10,257	8,341	7,102	5,985
未払賃金立替払事業	27,219	27,889	19,056	13,906
産業保健活動事業	752	651	727	532
専門医療センター	5,828	5,504	5,400	5,321
看護専門学校事業	3,695	3,522	3,401	3,365
労働者予防医療センター事業	138	107	154	146
その他の事業	8,064	7,496	6,337	5,924
法人共通	465	1,342	1,812	2,786
合計	447,278	450,758	444,188	443,263

(4) 目的積立金の申請、取得内容等

「該当なし」

(5) 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成 19 年度の行政サービス実施コストは 38,774 百万円と、前年度比 6,858 百万円減（15.0% 減）となっている。これは、労災病院事業等において自己収入等が前年度比 2,748 百万円増、損益外減価償却相当額が前年度比 1,790 百万円減、損益外減損損失相当額が前年度比 1,314 百万円減、引当外退職給付増加見積額が前年度比 569 百万円減、機会費用が前年度比 574 百万円減したことが主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
業務費用	45,427	33,107	37,824	35,207
うち損益計算書上の費用	299,736	292,326	293,641	293,772
うち自己収入	△ 254,309	△ 259,219	△ 255,817	△ 258,565
損益外減価償却相当額	1,266	1,316	2,422	631
損益外減損損失相当額	—	—	2,821	1,507
引当外賞与見積額	—	—	—	△ 2
引当外退職給付増加見積額	208	△ 174	△ 527	△ 1,096
機会費用	2,247	3,195	3,123	2,549
(控除) 法人税等及び国庫納付金	0	0	△ 31	△ 23
行政サービス実施コスト	49,147	37,443	45,632	38,774

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

① 当事業年度中に完成した主要施設等

東北労災病院（取得原価 2,762百万円）

関東労災病院（取得原価 5,304百万円）

中部労災病院（取得原価 3,475百万円）

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

浜松労災病院・和歌山労災病院・九州労災病院

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

岩手労災病院の移譲（取得価格 1,463百万円、減価償却累計額 423百万円、減損損失累計額 744百万円、売却額 284百万円）

東北労災病院の増改築による解体処分（取得価格 434百万円、減価償却累計額 95百万円、処分 339百万円）

関東労災病院の増改築による解体処分（取得価格 285百万円、減価償却累計額 131百万円、処分 154百万円）

中部労災病院の増改築による解体処分（取得価格 803百万円、減価償却累計額 276百万円、処分 528百万円）

(3) 予算・決算の概況

区分	16年度		17年度		18年度		19年度		
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	差額理由
収入	340,051	311,354	325,657	307,527	319,738	306,464	308,450	310,448	
運営費交付金	11,226	11,226	11,495	11,495	11,281	11,281	11,433	11,433	
補助金	43,272	32,629	38,634	25,931	31,191	27,031	27,388	27,555	「疾病予防対策事業費等補助金」受入による増
民間借入金	1,756	1,352	2,044	3,288	4,163	4,745	5,445	5,168	総上償還の増等による減等
自己収入	283,791	266,134	273,483	266,811	273,051	263,376	264,184	266,259	入院収入等の増等
受託収入	6	12	2	3	52	30	0	33	受託業務受託による増
支出	333,394	307,638	322,660	303,499	309,385	300,859	305,692	308,159	
業務経費	290,160	264,716	280,979	262,535	269,412	260,921	267,483	269,776	病院業務関係経費等の増等
施設整備費	14,874	14,870	13,065	13,062	11,977	11,971	10,040	10,040	
受託経費	6	12	2	3	52	30	0	33	受託業務受託による増
借入金償還	4,450	4,450	3,836	5,188	5,770	6,038	6,366	6,259	過年度民間借入金の減による過年度分借換額の減
支払利息	653	648	440	408	243	218	147	122	民間借入金利息の利率低下等による減
一般管理費	23,251	22,942	24,339	22,303	21,931	21,680	21,656	21,929	退職者等の増等

(注) 受託収入及び受託経費は19年度以降一般公募となり予算計上していない。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減することを目標としている。

この目標を達成するため、一般管理費については、事務職員数の抑制、俸給カット及び賞与カット等による人件費の縮減、競争入札の更なる実施及び契約・業務内容の見直し等による業務委託費の縮減、印刷物作成の見直しによる印刷製本費の縮減、インターネットを利用した購入手段の活用等による消耗器材費の縮減等の措置を講じているところである。

また、事業費については、印刷物作成の見直し及び各種広報誌を近隣施設で共同制作すること等による印刷製本費の縮減、事務所賃借料の契約交渉の強化・徹底及び事務所移転等による賃借料の縮減、インターネットを利用した購入手段の活用等による消耗器材費の縮減、節電・節水の取組強化及び契約電力の変更等による光熱水費の縮減、保守回数・点検項目の見直し等による雑役務費の縮減等の措置を講じているところである。

区分	15年度		当中期目標期間							
			16年度		17年度		18年度		19年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	22,498	100.0%	21,672	96.3%	20,940	93.1%	20,204	89.8%	19,779	87.9%
事業費	5,455	100.0%	5,231	95.9%	5,116	93.8%	4,985	91.4%	4,947	90.7%

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は 288,980 百万円で、その内訳は、医療事業収入 255,234 百万円（収益の 88.3%）、運営費交付金収益 11,066 百万円（収益の 3.8%）、施設費収益 1,153 百万円（収益の 0.4%）、補助金等収益 18,350 百万円（収益の 6.3%）、その他収益 3,177 百万円（収益の 1.1%）となっている。

これを事業別に区分すると、労災病院事業では、医療事業収入 250,707 百万円（経常収益の 98.6%）、施設費収益 1,021 百万円（経常収益の 0.4%）、労働安全衛生融資回収事業では、財務収益 111 百万円（経常収益の 71.2%）、未払賃金立替払事業では、補助金等収益 18,151 百万円（経常収益の 99.2%）、産業保健活動事業では、運営費交付金収益 4,345 百万円（経常収益の 97.0%）、専門医療センター事業では、医療事業収入 4,174 百万円（経常収益の 90.2%）、運営費交付金収益 425 百万円（経常収益の 9.2%）、看護専門学校事業では、運営費交付金収益

1,250 百万円（経常収益の 75.8%）、勤労者予防医療センター事業では、運営費交付金収益 1,088 百万円（経常収益の 93.3%）、その他の事業では、運営費交付金収益 2,822 百万円（経常収益の 85.7%）、法人共通では、運営費交付金収益 970 百万円（経常収益の 98.6%）となっている。

また、独立行政法人労働者健康福祉機構法第 14 条に基づき、労働安全衛生融資回収事業に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて長期借入を行っている（期末残高 5,167 百万円）。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 労災病院事業

労災病院事業は、被災労働者の診療等を行う労災病院の運営業務を目的としている。

事業の財源は、機構法第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号及び第 8 号に定める施設の施設整備及び機器整備に要する経費を補助することにより、機構法第 12 条の業務を円滑に行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として厚生労働省から交付される施設整備費補助金（9,519 百万円）、がん診療連携拠点病院機能強化及びがんに係る放射線治療機器緊急整備を目的として厚生労働省から交付される疾病予防対策事業費等補助金（168 百万円）及び自己収入（253,183 百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 237,336 百万円、施設整備費 9,518 百万円及び一般管理費 14,582 百万円となっている。

※ 事業に要する費用のうち、一般管理費については、事業毎の削減目標ではなく、事業全体に対して削減目標が求められていることから、「ア 労災病院事業」及び「オ 専門医療センター事業」を除き、「ク その他の事業」に一括して計上している。

イ 労働安全衛生融資事業

労働安全衛生融資事業は、労働安全衛生融資資金貸付金の債権管理・回収業務及び財政融資資金からの借入金の償還業務を目的としている。

事業の財源は、機構法附則第 3 条第 3 項の業務に要する経費を補助することにより、財政融資資金及び民間金融機関への償還を行うことを目的として厚生労働省から交付される労働安全衛生融資資金利子補給等補助金（189 百万円）、民間借入金（5,168 百万円）及び自己収入（1,238 百万円：回収金等）となっている。

事業に要する費用は、借入金償還 6,259 百万円及び支払利息 122 百万円となっている。

ウ 未払賃金立替払事業

未払賃金立替払事業は、未払賃金に係る立替払業務を目的としている。

事業の財源は、機構法第12条第1項第6号に定める事業を実施するために必要な経費のうち、賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき労働者に弁済した未払賃金を補助することを目的として厚生労働省から交付される未払賃金立替払事業費補助金（17,015百万円）及び自己収入（6,804百万円：回収金等）となっている。

事業に要する費用は、業務経費23,417百万円となっている。

エ 産業保健活動事業

産業保健活動事業は、産業保健推進センターの運営、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務を目的としている。

事業の財源は、療養施設（労災病院を除く）、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等に必要な経費として厚生労働省から交付される運営費交付金（1,995百万円）、機構法第12条第1項第4号に定める業務に要する経費等を補助することにより、産業医の選任義務のない事業場での産業医の要件を備えた医師の選任の拡大を図り、労働者の健康管理の向上等に寄与すること及び機構法第12条第1項第5号に定める業務に要する経費等を補助することにより、深夜業に従事する労働者の健康管理の向上に寄与することを目的として厚生労働省から交付される小規模事業場産業保健活動支援促進事業費等補助金（144百万円）及び自己収入（41百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費2,165百万円となっている。

オ 専門医療センター事業

専門医療センター事業は、総合せき損センター及び吉備高原医療リハビリテーションセンターの運営業務を目的としている。

事業の財源は、運営費交付金（43百万円）、施設整備費補助金（13百万円）及び自己収入（4,189百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費3,859百万円、施設整備費13百万円及び一般管理費372百万円となっている。

カ 看護専門学校事業

看護専門学校事業は、労災病院に勤務する専門的な知識や技術を身につけた看護師を養成するための業務を目的としている。

事業の財源は、運営費交付金（189百万円）、施設整備費補助金（270百万円）及び自己収入（322百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費511百万円及び施設整備費270百万円となっている。

キ 勤労者予防医療センター事業

勤労者予防医療センター事業は、過重労働による健康障害防止対策、メンタ

ルヘルス不全予防対策、勤労女性の健康管理対策のための指導及び相談等業務を目的としている。

事業の財源は、運営費交付金（391 百万円）、施設整備費補助金（25 百万円）及び自己収入（78 百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 469 百万円及び施設整備費 25 百万円となっている。

ク その他の事業

他の事業は、労災リハビリテーション工学センター、労災リハビリテーション作業所、海外勤務健康管理センター、納骨堂運営業務、本部業務を目的としている。

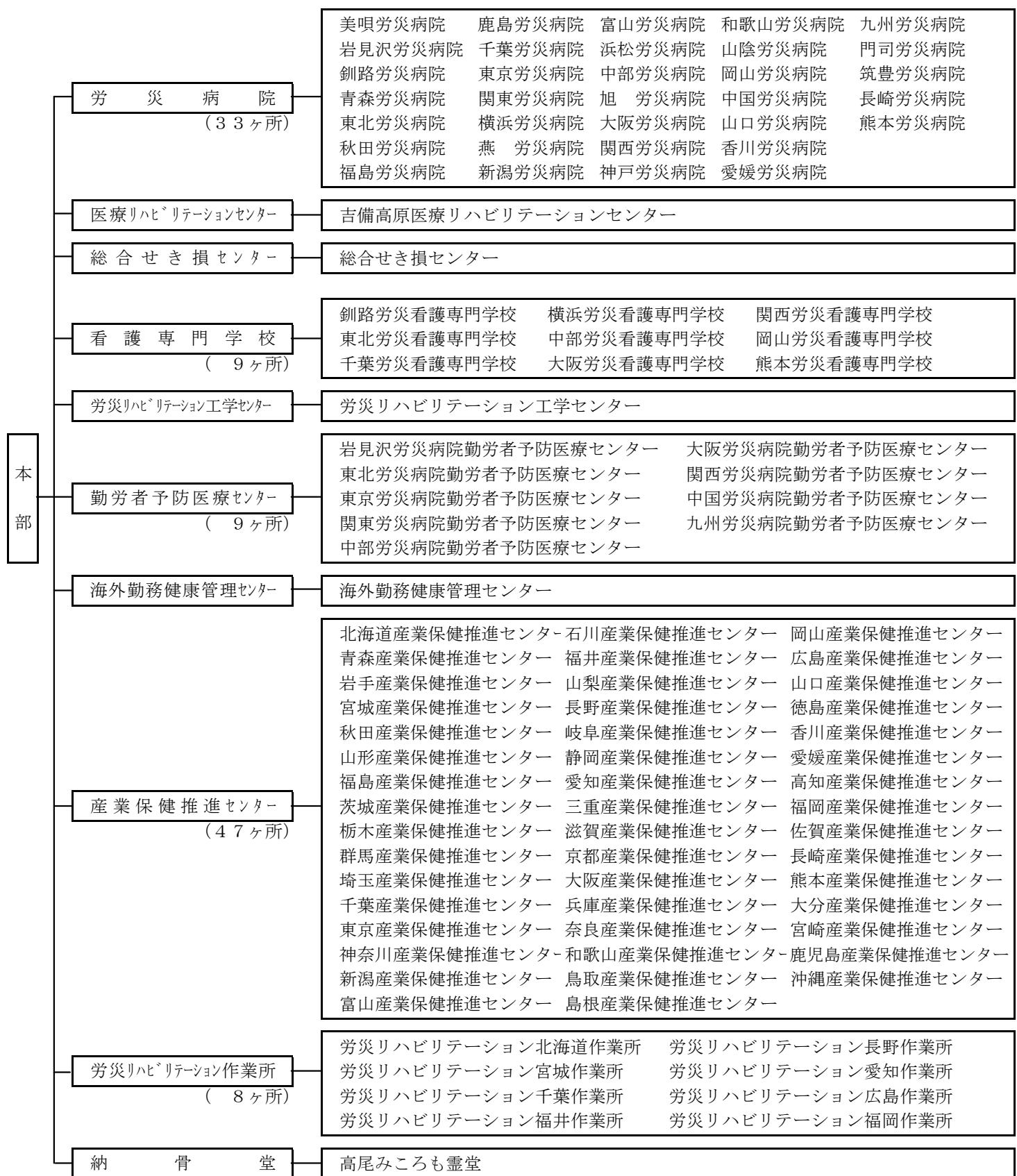
事業の財源は、運営費交付金（8,815 百万円）、施設整備費補助金（214 百万円）、自己収入（405 百万円）及び受託収入（33 百万円）となっている。

事業に要する費用は、業務経費 2,019 百万円、施設整備費 214 百万円、受託経費 33 百万円及び一般管理費 6,975 百万円となっている。

(注) 数値については、項目毎に百万円単位で四捨五入しております。

以上

独立行政法人労働者健康福祉機構の組織



独立行政法人労働者健康福祉機構施設一覧

本 部	〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア東館
-----	---

○労災病院

施設名	所在地
美唄労災病院	〒072-0015 北海道美唄市東4条南1-3-1
岩見沢労災病院	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5
釧路労災病院	〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23
青森労災病院	〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1
東北労災病院	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21
秋田労災病院	〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30
福島労災病院	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3
鹿島労災病院	〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2
千葉労災病院	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16
東京労災病院	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21
関東労災病院	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
横浜労災病院	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
燕労災病院	〒959-1228 新潟県燕市佐渡633
新潟労災病院	〒942-8502 新潟県上越市東雲町1-7-12
富山労災病院	〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992
浜松労災病院	〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25
中部労災病院	〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6
旭労災病院	〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61
大阪労災病院	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3
関西労災病院	〒660-8511 兵庫県尼崎市稻葉荘3-1-69
神戸労災病院	〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23
和歌山労災病院	〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435
山陰労災病院	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1
岡山労災病院	〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25
中国労災病院	〒737-0193 広島県吳市広多賀谷1-5-1
山口労災病院	〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4
香川労災病院	〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1
愛媛労災病院	〒792-8550 愛媛県新居浜市南小松原町13-27

九州労災病院	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1
門司労災病院	〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1
筑豊労災病院	〒820-0088 福岡県飯塚市弁分633
長崎労災病院	〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5
熊本労災病院	〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670

○医療リハビリテーションセンター

吉備高原医療 リハビリテーションセンター	〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511
-------------------------	--------------------------------

○総合せき損センター

総合せき損センター	〒820-8508 福岡県飯塚市伊岐須550-4
-----------	-----------------------------

○労災看護専門学校

施設名	所在地
釧路労災看護専門学校	〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38
東北労災看護専門学校	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原4-6-10
千葉労災看護専門学校	〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16
横浜労災看護専門学校	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211
中部労災看護専門学校	〒455-0018 愛知県名古屋市港区港明1-10-5
大阪労災看護専門学校	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3
関西労災看護専門学校	〒660-0064 兵庫県尼崎市稻葉荘3-1-69
岡山労災看護専門学校	〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25
熊本労災看護専門学校	〒866-0826 熊本県八代市竹原町1670

○労災リハビリテーション工学センター

施設名	所在地
労災リハビリテーション 工学センター	〒455-0018 愛知県名古屋市港区港明1-10-6

○勤労者予防医療センター

施設名	所在地
岩見沢労災病院勤労者予防 医療センター	〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5
東北労災病院勤労者予防医 療センター	〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21
東京労災病院勤労者予防医 療センター	〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21
関東労災病院勤労者予防医 療センター	〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1
中部労災病院勤労者予防医 療センター	〒455-8530 愛知県名古屋市港区港明1-10-6

大阪労災病院勤労者予防医療センター	〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3
関西労災病院勤労者予防医療センター	〒660-8511 兵庫県尼崎市稻葉荘3-1-69
中国労災病院勤労者予防医療センター	〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1
九州労災病院勤労者予防医療センター	〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区葛原高松1-3-1

○海外勤務健康管理センター

施設名	所在地
海外勤務健康管理センター	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211

○産業保健推進センター

施設名	所在地
北海道産業保健推進センター	〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西1-2-6 NSS・ニューステージ札幌11F
青森産業保健推進センター	〒030-0862 青森県青森市古川12-20-3 朝日生命青森ビル8F
岩手産業保健推進センター	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス12F
宮城産業保健推進センター	〒980-6012 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル12F
秋田産業保健推進センター	〒010-0001 秋田県秋田市中通2-3-8 アトリオンビル8F
山形産業保健推進センター	〒990-0031 山形県山形市十日町1-3-29 山形殖銀日生ビル6F
福島産業保健推進センター	〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 ユニックスビル9F
茨城産業保健推進センター	〒310-0021 茨城県水戸市南町1-3-35 水戸南町第一生命ビルディング4F
栃木産業保健推進センター	〒320-0033 栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮N Iビル7F
群馬産業保健推進センター	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4 (財)群馬メディカルセンタービル2F
埼玉産業保健推進センター	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビルディング2F
千葉産業保健推進センター	〒260-0025 千葉県千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー13F
東京産業保健推進センター	〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F
神奈川産業保健推進センター	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3F
新潟産業保健推進センター	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6F

富山産業保健推進センター	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル9F
石川産業保健推進センター	〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル9F
福井産業保健推進センター	〒910-0005 福井県福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル5F
山梨産業保健推進センター	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル4F
長野産業保健推進センター	〒380-0936 長野県長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル3F
岐阜産業保健推進センター	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル11F
静岡産業保健推進センター	〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町59-6 大同生命・静岡ビル6F
愛知産業保健推進センター	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル7F
三重産業保健推進センター	〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会ビル5F
滋賀産業保健推進センター	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F
京都産業保健推進センター	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館7F
大阪産業保健推進センター	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル9F
兵庫産業保健推進センター	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー19F
奈良産業保健推進センター	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル3F
和歌山産業保健推進センター	〒640-8157 和歌山県和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル6F
鳥取産業保健推進センター	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル3F
島根産業保健推進センター	〒690-0887 島根県松江市殿町111 松江センチュリービル5F
岡山産業保健推進センター	〒700-0907 岡山県岡山市下石井1-1-3 日本生命岡山第2ビル新館6F
広島産業保健推進センター	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル4F
山口産業保健推進センター	〒753-0051 山口県山口市旭通り2-9-19 山建ビル4F
徳島産業保健推進センター	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3F

香川産業保健推進センター	〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4F
愛媛産業保健推進センター	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2F
高知産業保健推進センター	〒780-0870 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4F
福岡産業保健推進センター	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡メディカルセンタービル1F
佐賀産業保健推進センター	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8F
長崎産業保健推進センター	〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-14 出島朝日生命青木ビル8F
熊本産業保健推進センター	〒860-0806 熊本県熊本市花畠町1-7 MY熊本ビル8F
大分産業保健推進センター	〒870-0046 大分県大分市荷揚町3-1 第百・みらい信金ビル7F
宮崎産業保健推進センター	〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 大同生命宮崎ビル6F
鹿児島産業保健推進センター	〒892-0842 鹿児島県鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル6F
沖縄産業保健推進センター	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター7F

○労災リハビリテーション作業所

施設名	所在地
労災リハビリテーション 北海道作業所	〒072-0806 北海道美唄市東明4条2-2-1
労災リハビリテーション 宮城作業所	〒981-0121 宮城県宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2
労災リハビリテーション 千葉作業所	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3201-13
労災リハビリテーション 福井作業所	〒916-0015 福井県鯖江市御幸町3-8-4
労災リハビリテーション 長野作業所	〒393-0091 長野県諏訪郡下諏訪町社7001
労災リハビリテーション 愛知作業所	〒489-0964 愛知県瀬戸市上之山町2-184
労災リハビリテーション 広島作業所	〒737-0161 広島県呉市郷原町野路山麓
労災リハビリテーション 福岡作業所	〒811-3435 福岡県宗像市用山250

○納骨堂

施設名	所在地
高尾みころも靈堂	〒193-0941 東京都八王子市狭間町1992